

長崎大学における危機管理体制に関する要項

〔平成17年11月25日〕
学 長 裁 定
〔改正 平成19年 6月22日〕
〔改正 平成20年 2月26日〕
〔改正 平成20年10月11日〕
〔改正 平成21年 4月 1日〕

第1 趣旨

この要項は、長崎大学危機管理規則（平成20年規則第7号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）における教育、研究、医療、社会貢献等の活動において、円滑な大学運営に支障を生じることが想定される大規模な災害、各種の事故・事件など様々な危機事象（別紙1）に対し、本学として総合的、体系的に適切な対処をするため、危機管理体制に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 危機管理に対する基本的な考え方

規則第2条第1号に規定する職員、学生等の生命と安全並びに本学の資産等を守りながら、教育、研究、医療、社会貢献等の質の向上を図り、本学への社会からの信頼を保ち続けるために、次に掲げる平常時、緊急時及び収束時の危機管理について、それぞれの局面に応じた課題を検討し実行するものとする。

1 平常時の危機管理

- (1) 本学が抱える潜在リスクを正確に洗い出し、それが顕在化した場合の重大性、影響度を分析し認識した上で、可能な限り防止策を講じる。
- (2) リスクが顕在化し、問題が発生した場合の初期対応（クライシス・コミュニケーション）等の手順を定める。
- (3) 関係機関への通報及びマスコミへの対応の責任者、手順等を明確にする。

2 緊急時の危機管理

- (1) 危機事象の内容に応じて、迅速かつ適切に対処する。
- (2) 関係機関への通報及びマスコミへの対応を適切に実施する。

3 収束時の危機管理

- (1) リスク顕在化の要因分析を行い、再発防止策を確立する。
- (2) 危機事象への対応の検証を行い、適切な危機管理体制を確立する。

第3 危機管理の局面に応じた体制

第2に掲げる危機管理に対する基本的な考え方を踏まえ、本学の危機管理体制として、本学の諸業

務を遂行する上で生じる様々な問題に適切に対処する役割を内包している現行の運営体制（役員、部局長等及び事務組織等）を基本として、危機管理の局面に応じ、次に掲げる役割を担うものとする。この場合において、危機管理の局面に応じた体制は、全学に共通する包括的なものであり、現在、全学又は各部局等で作成されている個別の危機事象に対応する関係の規程、緊急対応手順（マニュアルを含む。以下同じ。）等は、今後も引き続き維持しながら必要に応じて見直しを行う。

1 平常時の危機管理

(1) 危機管理担当理事及び各理事の役割

ア 危機管理を担当する理事として学長が指名する理事（以下「危機管理担当理事」という。）は、各理事が講じる防止策等について必要に応じて調整を行うとともに、全学の危機管理体制の点検・整備に努めるものとする。

イ 各理事は、各部局長等と連携して担当分野における潜在リスクの正確な洗い出しを行い、防止策を講じるとともに、必要に応じリスクが顕在化した場合の緊急対応手順の作成又は見直しを行い、担当分野の危機管理に万全を期すものとする。

(2) 各部局長等の役割

各部局長等は、部局等における潜在リスクの正確な洗い出しを行い、防止策を講じるとともに、必要に応じリスクが顕在化した場合の緊急対応手順の作成又は見直しを行い、部局等の危機管理に万全を期すものとする。

(3) 事務局各部及び各部局事務部等の役割

事務局各部及び各部局事務部等は、各担当理事及び各部局長等の指揮の下で所掌事務に係る危機管理に必要な業務を行うものとする。この場合において、総務部長は、必要に応じて連絡調整を行うものとする（緊急時及び収束時の場合において同じ。）。

2 緊急時の危機管理

危機事象に応じて、次に掲げるとおり部局等において対処することが適切な危機事象と全学的立場から対処することが適切な危機事象に分けて、緊急時の危機管理を行うものとする。

(1) 部局等において対処することが適切な危機事象の場合（別紙2）

ア 当該部局長等は、危機事象の重大性、社会への影響度等により総合的に判断して、当該部局等で対処可能な場合は、適切に対処するとともに、危機事象への対処中あるいは対処後に事務局担当部長（担当部長が特定できない場合は総務部長）を通じて、速やかに担当理事及び危機管理担当理事に報告するものとする。この場合において、報告については原則として別記様式を用いるものとし、その状況によっては電話等による報告も可能とする（以下の(2)の危機事象の場合において同じ。）。

イ 当該部局長等は、必要に応じ、関係機関への通報を行うとともに、担当理事等と連携してマスコミへの対応を適切に行うものとする。

ウ 当該部局長等は、危機事象のその後の状況の変化等により、全学的立場からの対処が適切と判断する場合は、速やかに次の(2)の取扱いに移行するものとする。

(2) 全学的立場から対処することが適切な危機事象の場合（別紙3）

ア 当該部局長等は、当該部局等で対処可能な範囲を超えて、全学的立場からの対処が適切と判断される危機事象が発生した場合は、必要に応じて初期対応を行うとともに、速やかに担当理事及び危機管理担当理事に報告するものとする。これと同時に当該部局事務部の長は、事務局担当部長及び総務部長に報告するものとする。

イ 担当理事は、担当分野の危機事象に対して、速やかに学長に報告するとともに、危機管理担当理事、当該部局長等及び事務局担当部長と連携し適切に対処するものとする。

ウ 危機管理担当理事は、理事の担当分野を横断する危機事象の場合は、速やかに学長に報告するとともに、担当理事、当該部局長等及び事務局担当部長と連携し適切に対処するものとする。

エ 危機管理担当理事又は担当理事は、必要に応じ、関係機関への通報及びマスコミへの対応を適切に行うものとする。

オ 学長は、必要に応じ、全学的立場で組織的、集中的に重大な危機事象への対処、関係機関への通報、マスコミへの対応等を任務とする危機対策本部を設置し、危機事象に対し適切に対処するものとする。

カ 危機対策本部は、本部長は学長を、副本部長は危機管理担当理事を、本部員は理事（危機管理担当理事を除く。）、関係する副学長、関係する部局長等及び学長が指名する職員をもって組織する。

3 収束時の危機管理

危機管理担当理事、各理事、各部局長等及び事務組織等は、連携してリスク顕在化の要因分析を行い、再発防止策を確立するものとする。さらに、危機事象への対応の検証を行い、適切な危機管理体制を確立する。

第4 危機事象発生時の連絡体制

別紙2及び別紙3により、危機事象へ対処するに当たっては、危機事象発生時の連絡体制（別紙4-1、別紙4-2）を用いるものとする。

第5 危機管理アドバイザーの設置

本学において生じる可能性がある危機事象は多種多様にわたっており、このうち訴訟に繋がることも想定されることから、これらに適切に対処するため、法律等に関し専門的な知識を有する危機管理アドバイザー（顧問弁護士等）の設置を検討する。

第6 補則

現在、全学又は各部局等で作成されている個別の危機事象に対応する関係の規則、マニュアル等は、別紙5のとおり。

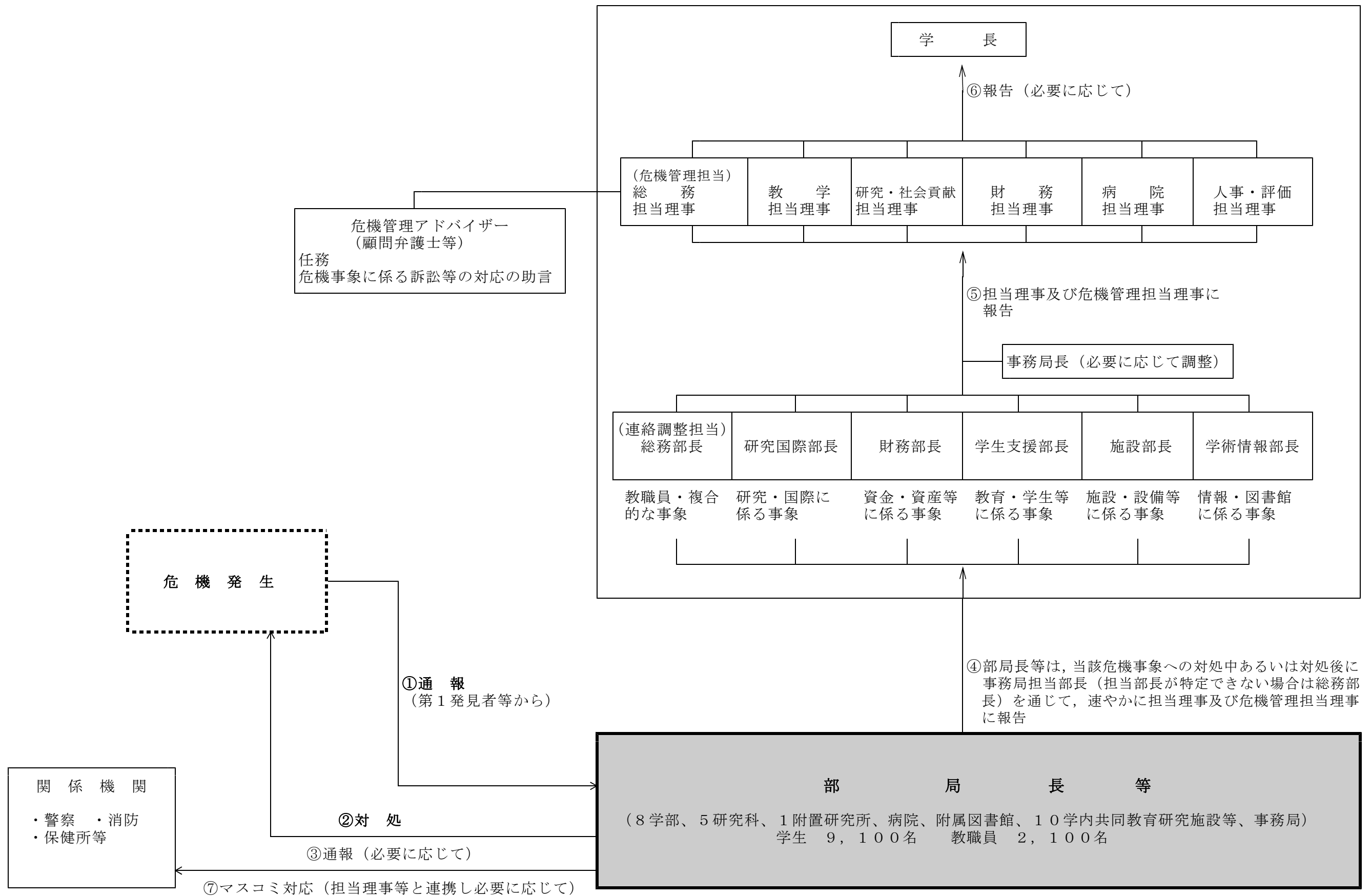
別紙 1

長崎大学において想定される危機事象の例

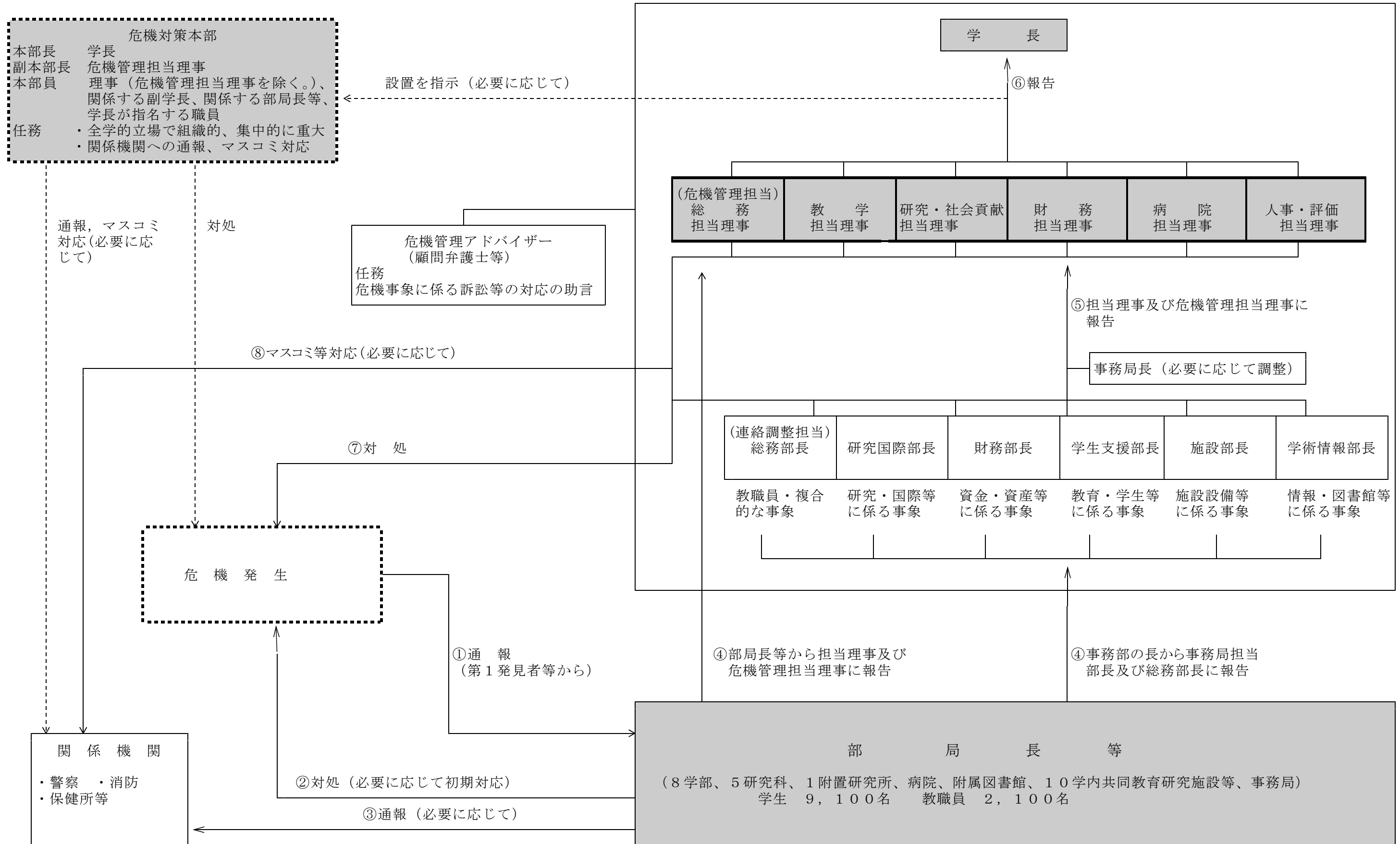
(平成16年9月実施の学内調査に基づく。)

<p style="text-align: center;">教 育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生（留学生含む）の不祥事、事件・事故 交通事故、自殺、刑法犯、差別落書、器物損壊等、学生実験中の事故、自然災害による人的被害 ・入試・教務関係 入試出題・合否判定ミス 問題漏洩、単位認定ミス 卒業判定ミス ・附属学校、練習船関係 児童・生徒の誘拐 不審者の侵入 練習船の事故 	<p style="text-align: center;">研 究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等の使用における事故 ・動物実験における事故 ・組換えDNA実験における事故 ・微生物実験における事故 ・病原性微生物等の盗難・紛失 ・国際規制物資（核原料、核燃料物質等）における事故 ・実験廃液の流出 ・毒劇物の盗難、紛失、分析中の事故 	<p style="text-align: center;">診 療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事故 ・院内感染 ・食中毒患者発生 ・医事紛争 ・問題行動患者、家族等 	<p style="text-align: center;">社会貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産関係 企業と共有する特許に関する紛争 ・産学連携関係の事故等 ・国際貢献関係の事故等
管 理 運 営			
<p style="text-align: center;">教 職 員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の不祥事、事件・事故 セクハラ、アカハラ、兼業・兼職など規則違反、論文盗用、不適正な公金管理、公金横領などの刑法犯、交通事故、窓口対応のトラブル ・自然災害による人的被害 ・海外出張・赴任時の事件・事故 	<p style="text-align: center;">資金・資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正契約、不正取引の発生 ・自然災害による物的損害 ・火災、盗難等による物的損害 ・施設管理の不備による物的事故 ・近隣への環境汚染 	<p style="text-align: center;">情 報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報ネットワークへの不正アクセス ・学内ネットワークを通じた著作権侵害 ・公開ネット上の中傷被害 ・内部機密情報、個人情報漏洩等 ・自然災害による情報システムの断絶 	<p style="text-align: center;">法令・社会倫理遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス残業、不当労働行為など労働関係法令違反 ・消防法、劇物・毒物規制法等の規制法違反 ・その他違法行為、不正行為 <p style="text-align: center;">広 報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記者会見での不適切な対応

長崎大学の危機管理体制（部局等において対処することが適切な危機事象の場合）



長崎大学の危機管理体制（全学的立場から対処することが適切な危機事象の場合）



危機事象発生時の連絡体制

危機事象発生



①第一発見者等から各部局長等へ通報（学内連絡先一覧参照）

[緊急の場合は③の関係機関へも通報]



②各部局長等において対処（必要に応じて初期対応）



③各部局長等から関係機関へ通報（必要に応じて）（警察・消防・保健所等）

・消防署 1 1 9 ・警察署 1 1 0
・長崎市保健所 0 9 5 - 8 2 5 - 5 1 5 1
・(株) 全日警 0 9 5 - 8 2 5 - 1 6 5 3 (文教地区, 片淵地区及び坂本地区)
・文教地区守衛室 0 9 5 - 8 1 9 - 2 0 5 7
・病院地区守衛室 0 9 5 - 8 1 9 - 7 2 2 2
・保健・医療推進センター 0 9 5 - 8 1 9 - 2 2 1 3



④各部局長等から報告（危機管理担当理事，担当理事，事務局担当部長及び総務部長）

(各部局長等連絡先一覧)

平成21年8月1日現在

部 局 名	職 名	氏 名	内 線	ダイヤルイン	夜間等の連絡先
役員	学 長	片 峰 茂	2000	095-819-2000	※ 内部で使用 するものには、 自宅の電話、携 帯電話等の番号 を記載する。
	理事(総務)	須 齋 正 幸	2001	095-819-2001	
	理事(教学)	橋 本 健 夫	2003	095-819-2003	
	理事(研究・社会貢献)	調 漸	2005	095-819-2005	
	理事(財務)	鳥 越 定 雄	2009	095-819-2009	
	理事(病院)	河 野 茂	2002	095-819-2002	
	理事(人事・評価)	茂 地 徹	2004	095-819-2004	
	監事	居 原 哲	2181	095-819-2181	
	監事	福 島 昭 二	2180	095-819-2180	
総務部	総務部長	宮 崎 秀 生	2010	095-819-2010	
	総務課長	光 石 恭 典	2011	095-819-2011	
研究国際部	研究国際部次長	野 崎 章 裕	2869	095-819-2869	
	研究企画課長	西之園 真 一	2041	095-819-2041	
財務部	財務部長	古 沢 六 朗	2045	095-819-2045	
	財務課長	出 塩 進	2046	095-819-2046	
学生支援部	学生支援部長	西 山 尚 宏	2068	095-819-2068	
	教育支援課長	宮 崎 逸 男	2069	095-819-2069	
施設部	施設部長	近 藤 昭 夫	2128	095-819-2128	
	施設企画課長	梅 宮 兵 衛	2129	095-819-2129	
学術情報部	学術情報部長	片 山 淳	2190	095-819-2190	
	学術情報管理課長	甲 斐 重 武	2191	095-819-2191	
教育学部	教育学部長	村 田 義 幸	2260	095-819-2260	
	教育学部事務長	江 川 長 一	2261	095-819-2261	
経済学部	経済学部長	東 條 正	6-301	095-820-6301	
	経済学部事務長	杉 本 博 幸	6-302	095-820-6302	
医学部	医学部長	松 山 俊 文	8-7001	095-819-7001	
歯学部	歯学部長	林 善 彦	8-7601	095-819-7601	
薬学部	薬学部長	畑 山 範	2410	095-819-2410	
工学部	工学部長	清 水 康 博	2480	095-819-2480	
	工学部事務長	近 藤 和 三 郎	2481	095-819-2481	
環境科学部	環境科学部長	武 政 剛 弘	2710	095-819-2710	
	環境科学部事務長	陣 野 勝 久	2711	095-819-2711	
水産学部	水産学部長	片 岡 千 賀 之	2790	095-819-2790	
	水産学部事務長	青 木 一 郎	2791	095-819-2791	
熱帯医学研究所	熱帯医学研究所長	平 山 謙 二	8-7801	095-819-7801	
	熱帯医学研究所事務長	古 川 俊 博	8-7802	095-819-7802	
附属図書館	附属図書館長	柴 多 一 雄	3160	095-820-6346	
病院	附属病院長	河 野 茂	8-7201	095-819-7201	
	事務部長	丸 野 和 年	8-7202	095-819-7202	
	総務課長	山 口 一 利	8-7212	095-819-7212	
生産科学研究科	研究科長	中 田 英 昭	2483	095-819-2483	
医歯薬学総合研究科	研究科長	山 下 俊 一	—	095-819-7114	
	事務部長	西 村 司 郎	8-7032	095-819-7032	
	総務課長	坂 口 力	8-7002	095-819-7002	
	歯学系事務室長	石 井 浩 二	8-7604	095-819-7604	
	薬学系事務室長	南 里 善 久	2411	095-819-2411	
国際健康開発研究科	研究科長	青 木 克 己	8-7822	095-819-7822	
国際連携研究戦略本部	本部長	高 木 正 洋	2176	095-819-2176	
	事務室長	松 田 正 浩	8-2296	095-819-7858	
保健・医療推進センター	センター長	調 漸	8-7774	095-819-7774	
先端生命科学支援センター	センター長	由 井 克 之	8-7070	095-819-7070	
情報メディア基盤センター	センター長	本 多 正 幸	2216	095-819-7536	
共同研究交流センター	センター長	中 島 憲 一 郎	2650	095-819-2650	
生涯学習教育研究センター	センター長	調 漸	2232	095-819-2232	
留学生センター	センター長	小 路 武 彦	2244	095-819-2244	
大学教育機能開発センター	センター長	橋 本 健 夫	2003	095-819-2003	
アドミッションセンター	センター長	山 口 恭 弘	2177	095-819-2177	
環東シナ海洋環境資源研究センター	センター長	松 岡 數 充	2812	095-819-2812	
心の教育総合支援センター	センター長	管 原 正 志	2355	095-819-2355	

別紙 5

全学又は各部局等で作成されている個別の危機事象に対応する関係の規則，マニュアル等

(1) 関係規則等

- ア 長崎大学危機管理規則
- イ 長崎大学における危機管理体制に関する要項
- ウ 長崎大学におけるハラスメントの防止等に関する規則
- エ 長崎大学安全衛生管理規則
- オ 長崎大学放射性同位元素等安全管理規則
- カ 長崎大学研究教育用エックス線装置放射線障害防止管理規則
- キ 長崎大学診療用エックス線装置放射線障害防止管理規則
- ク 長崎大学生物災害防止安全管理規則
- ケ 長崎大学組換えDNA実験安全管理規則
- コ 長崎大学動物実験規則
- サ 長崎大学における毒物及び劇物の取扱いに関する規則
- シ 長崎大学防火管理規程
- ス 長崎大学における重症急性呼吸器症候群（SARS）の予防及び対応に関する暫定指針
- セ 長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針

(2) 関係マニュアル等

- 全学で作成されているもの
 - ア 防災マニュアル（地震，火災）
 - イ 環境と安全に関する手引
 - ウ 長崎大学職員の海外出張・赴任に伴う危機管理対応マニュアル
 - エ 国際交流（学生の海外派遣・留学生受入れ）に伴う危機管理対応マニュアル
 - オ 大学入試センター試験並びに個別学力試験の際の「不測の事態」に対する取扱い要領
 - カ ばってんライフ（学生の大学生活に係る注意事項，サポート体制等）
 - キ 先端生命科学支援センター ー利用手続・規則集ー
- 各部局等で作成されているもの
 - ア 不審者侵入時の危機管理マニュアル（教育学部附属学校（園））
 - イ 実験・実習のための安全の手引（工学部，水産学部）
 - ウ 各部局，各部課で作成している連絡マニュアル